

障害者活躍推進計画(秩父別町教育委員会)

1 機関名 秩父別町教育委員会

2 任命権者 秩父別町教育委員会教育長

3 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)

4 秩父別町教育委員会における障害者雇用に関する課題

秩父別町教育委員会は令和元年6月現在で職員総数が7名と小規模な機関であり、秩父別町より職員が出向されるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。

これまで大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。

5 目標

ア 採用に関する目標

職員については町からの出向者のみであり、採用等は行っていないため目標の設定はできない。

イ 定着に関する目標

○なし

※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定

6 取組内容

ア 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者として教育課長を選任する

○障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員が在籍した場合には、町総務課に設置している障害者である職員の相談窓口を紹介する旨、庁舎内掲示等により周知する。

○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

イ 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

ウ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、毎年度実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる
- なお、措置を講じるにあたっては障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

エ その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。